

令和 2 年 11 月 12 日
生食発 1112 第 1 号
2 食産第 3738 号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国から欧州連合等向けに養殖魚介類を使用した水産食品等を輸出する場合の残留動物用医薬品等のモニタリングについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱「本文 8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」及び「別添 7 検査において基準を超える等の異常値を確認した場合の措置」について、下記のとおり、厚生労働省及び農林水産省がそれぞれ行っていた事務を整理し、残留物質モニタリングの管理を農林水産省において行うこと等、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 要綱本文 8 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 農林水産省は、厚生労働省等の関係機関と連携してモニタリング計画及び実施要領を策定する。
- (2) 認定施設の認定主体に関わらず、モニタリング計画の作成又は変更のために必要な認定施設や認定養殖場への実態調査結果は、食品事業者が都道府県等衛生部局に報告し、都道府県等衛生部局は、地方厚生局及び厚生労働省を経由して農林水産省に報告する。
- (3) 認定施設の認定主体に関わらず、要綱別添 6 の A に掲げる物質の検査に供する検体は、養殖場等において農林水産省食料産業局職員等が、B に掲げる物質の検査に供する検体は、認定施設等において都道府県等衛生部局の指名食品衛生監視員等がサンプリングする。
- (4) 農林水産省は、モニタリング検査結果の取りまとめを行うほか、欧州委員会との窓口として対応する。

2 別添 7 について下記の改正を行ったこと。

農林水産省は、モニタリング検査において、異常値を検出した場合には、関係機関に必要な情報及び検査結果の詳細を共有し、関係機関と連携して対応する。

3 その他

令和 2 年の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査の実施は、改正前の要綱本文 8 及び別添 7 に従う。